

ご活用ください！ 町の補助・助成

高齢者の運転免許自主返納を支援

平成28年4月から高齢者で運転免許を自主返納された方を対象に、町運行バス「う・ら・ら」の定期券または回数券やタクシー助成券、交通系ICカードの交付などの支援を行っています。

●対象

条件をすべて満たしている方

- ・東浦町に住民登録をしている方
- ・満65歳以上の方
- ・有効期限内のすべての運転免許を自主返納された方

●支援内容

- ①町運行バス「う・ら・ら」の利用券のうち1つ
 - ・定期券3ヶ月分
 - ・回数券6000円分
- ②公共交通利用券などのうち1つ
 - ・町が発行する3000円分の共通タクシー券
 - ・TOICA（JR東海）3000円分（交通系ICカードの交付）
 - ・manaca（名古屋鉄道）3000円分（交通系ICカードの交付）

Cカードの交付)

・その他（交通系ICカードへの入金3000円分）

※交通系ICカードの交付の3000円分には、デポジット500円分を含む

※その他（交通系ICカードへの入金3000円分）

を選択した方は、交通系ICカードの写しおよび交換系ICカードの入金した領収書の原本の添付が必要

●申請方法

①警察署での運転免許自主返納手続き（代理不可）

- ・各警察署交通課または運転免許試験場にて有効期限内の運転免許証を持参
- ・手続き後「申請による運転免許の取消通知書」を受け取る

②役場防災交通課での手続き（代理可）

- 必要書類
- ・警察署でもらった「申請による運転免許の取消通知書」
- ・本人確認書類

※公的機関が発行した顔写真

真がある場合は1点、無い場合は健康保険証、介護保険証、年金証書、年金手帳などで氏名・生年月日、または氏名・住所が記載されている書類のうち2点

・印鑑

○必要に応じて次の書類も用意

- ・委任状（代理申請の場合）
- ・本人の口座情報が分かるもの

・交通系ICカードの写しおよび交通系ICカードに入金した領収書の原本

●注意事項

申請は、自主返納した日から1年以内に行う必要があります。

※1年を超えると支援を受けることができません。

町防災交通課

内線348

問平田警察署

☎0569(21)0110





塀の撤去と生垣の設置への補助

緑化推進および塀の倒壊による災害防止のため、ブロック塀などの撤去、もしくは生垣の設置を行う方に対し、補助金の交付を行います。

●対象

高さ1メートル以上のブロック塀などを取り壊す方または連続して2メートル以上ある生垣を設置する方
※詳細な条件は町ホームページで確認

●補助金額

・ブロック塀などの撤去
①と②のどちらか安い方
(上限15万円)

①塀の延長1メートル当たり5000円

②塀の撤去に要した経費の2分の1の額

・生垣の設置
生垣の延長1メートル当たり2000円

※上限10万円

●申し込み

支給対象となる可能性のある方は問い合わせ先へ

※申請は必ず作業前に行ってください。

問 都市整備課 内線265



住宅用地球温暖化対策機器の設置費用補助

地球温暖化防止対策の一環として、住宅用地球温暖化対策機器の設置に対し補助を行います。

●補助対象システム(未使用のもの)

①家庭用エネルギー管理システム(HEMS)

家庭で使う電気を節約するための管理システムです。電力使用量などを自動で実測し、モニター画面などで「見える化」したり、家電製品を「自動制御」したりするシステムです。
※「自動制御」には、対応した家電製品が必要

・補助金額 1万円/台

②定置用リチウムイオン蓄電システム

太陽光発電施設などにより発電した電力や料金の安い夜間電力を一時的に蓄え、他の時間帯で利用するためのシステムです。災害時などの停電時でも太陽光発電施設などで発電した電気を活用することができます。

・補助金額 10万円/台

③家庭用燃料電池システム

(エネファーム)

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニットから構築される、電気と熱の供給を主目的としたシステムです。発電の際に発生する熱は、給湯に利用することができます。

・補助金額 8万円/台

●対象

・町税の滞納がない方
・自らが居住する町内の住宅に設置する方
※店舗などの併用住宅の場合、延床面積の2分の1以上が住居部分であること

・自らが居住するため建売住宅供給者などから町内の対象システム付き住宅(新築住宅に限る)を購入する方(ただし、東浦町の取扱基準を満たしている者に限る)

・町外の方で転入予定の方は、実績報告時に住民登録がある方

・令和3年3月15日(月)までに工事が完了し、実績報告書が提出できる方
・過去に同一システムの補助を受けていない世帯

・各システム1世帯につき1台限り
※併用設置もそれぞれが補助の対象

●申し込み

必要書類を問い合わせ先へ

※必要書類は町ホームページからダウンロード

※必ず必要書類提出前に、環境課または町ホームページで注意事項の確認をすること

問 環境課 内線282



ご活用ください！町の補助・助成



感震ブレーカー(簡易タイプ)設置費補助

地震災害時における火災の発生原因の多くが、電熱機器や停電復旧時に断線した電気コードなどからの出火による「電気火災」と言われています。

震災時に「電気火災」の発生を抑制するため、感震ブレーカー(簡易式)の購入に係る補助制度を実施しています。

●感震ブレーカー(簡易タイプ)とは

家庭の分電盤のブレーカーに接続するもので、揺れを感じるとおもり玉の落下やバネの作用などによりブレーカーをオフにし、電気を遮断します。

※費用は2000円～4000円程度

●対象

感震ブレーカー(簡易タイプ)を購入し、町内の自宅(分電盤)に設置した方
 ※感震ブレーカーのうち、分電盤タイプ、コンセントタイプなどは補助対象外

●補助金額

費用の2分の1以内(上限2000円)を交付
 ※100円未満の端数は切捨て

●注意事項

地震が発生した場合、すべての電気を遮断するため、電源を必要とする医療機器や防犯システムなどを利用している方は、別途、電源が必要になります。

また、夜間に地震が発生した場合には、照明が消えてしまったため、屋外への安全な避難の妨げになることが考えられます。そのため懐中電灯などの避難用照明の確保とあわせて、家具の転倒防止対策などが新たに必要となります。

●申し込み

申請書と必要書類(領収書、設置後の写真など)を問い合わせ先へ
 ※申請書などは防災交通課で配布または町ホームページからダウンロード
 防災交通課
 内線235



事前申請

合併浄化槽の設置補助

町内の個人住宅に住んでいて、し尿くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している方が、合併処理浄化槽へ入れ替える場合は補助が受けられます。

●補助金額

- ・5人槽 9万円
- ・7人槽 12万円
- ・10人槽 18万円

●対象

公共下水道事業認可区域外に設置する浄化槽で、4月1日(因)から令和3年3月15日(因)までに設置完了し、実績報告書を提出できる方
 ※次に該当する場合などは補助対象外
 ・建築基準法に基づく確認申請を要する建築物の建

就学の援助



経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を行い、義務教育の機会均等を確保しようとする制度です。

●対象

援助を受けることができる保護者の方は、次の事由いづれかに該当する方で、該当する方は、問い合わせ

先へ相談してください。

- ・生活保護世帯の方
- ・当該年度に生活保護が停止または廃止された世帯の方
- ・町民税が非課税または減免されている方
- ・個人事業税または固定資産税が減免されている方
- ・国民年金の掛金が減免されている方
- ・国民健康保険税が減免な

どされている方

- ・児童扶養手当を受給している方
- ・社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けている方
- ・前年の所得が町の基準額以下の方
- ・離職等により今年の所得見込みが町の基準額以下の方

問 学校教育課 内線176



不妊治療費の補助



不妊検査・不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進に寄与することを目的に不妊治療費補助制度を実施しています。

●補助期間 2年間

●補助対象の治療・補助額

- ・健康保険適用分の不妊検査、一般不妊治療(タイミング法、排卵誘発法、ホルモン療法など)に要した自己負担額
- ・人工授精に要した自己負担額

●補助金の申請

令和2年3月～令和3年2月までの受診分の医療費を令和3年3月31日迄までに申請してください。手続きには「東浦町不妊治療費にかかる受診等証明書」(医療機関で証明が必要)と領

0569(21)3341

※体外受精または顕微授精を受けている方は、県の特定不妊治療費助成制度の対象となりますので、半田保健所に問い合わせてください。

収書(3月診療分から翌年2月診療分の1年間分)が必要になります。そのほかにも必要な書類がありますので、問い合わせてください。

問 保険医療課 内線153



●申し込み

- ・補助交付申請書に工事請負契約書の写し、町税の納税証明書または確認同意書など必要書類を問い合わせ先へ
- ・※申請書などは町ホームページからダウンロード

問 環境課 内線284



ご活用ください！ 町の補助・助成

事前申請

東浦町都市緑化推進事業補助金

● **交付額**

民有地の緑化を進めるため、県が実施するあいち森と緑づくり都市緑化推進事業のうち、緑の街並み推進事業を実施する方に対し、予算の範囲内で補助金の交付を行います。

● **対象**

緑化面積が50㎡以上生垣については延長15m以上(の緑化事業を行う方)

※詳細な条件は都市整備課 または町ホームページへ

● **交付額(年間)**

・維持管理
保存樹木
2000円/1本
保存樹林
300円/100㎡

補助対象経費の2分の1(500万円を上限とし、10万円(生垣設置の場合は3万円)未満の場合は交付しない)とし、①～④の額の範囲内とします。

① 地上から1.5mの高さにあ

る幹の周囲が1.5mを超えて

いるもの

・株立ちしている場合、地上から1.5mの高さにある幹の周囲の合計が3mを超えているもの

② 保存樹林
土地面積が300㎡以上で健全な樹木が集団的に育成しているもの

③ 空地緑化は、緑化面積に1㎡あたり1万5000円を乗じて得た額

④ 生垣設置は、生垣の延長1mあたり5000円を乗じて得た額

● **申し込み**

支給対象となる可能性のある方は問い合わせ先へ
問 都市整備課 内線265



保存樹木・保存樹林への補助

● **対象樹木**

良好な自然環境の確保や美観、風致を維持するため、必要があると認められ、条件を満たすもの。

① 保存樹木

・ 地上から1.5mの高さにあ

・ せん定など
最大5万円/1本

● **申し込み**

支給対象となる可能性のある方は問い合わせ先へ
問 都市整備課 内線265

